

ICキャッシュカード規定（磁気ストライプ併用型）

第1条（ICカードの利用）

- (1)ICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）とは、当金庫が発行するIC機能を搭載したキャッシュカードで、本規定に定めるサービス（以下「ICカードサービス」といいます。）を利用できるものをいいます。
- (2)当金庫所定の普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金および総合口座取引の普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）以下同じです。）およびその他当金庫所定の預金口座について発行したICカードは、当該預金口座について次の場合に利用することができます。
- ①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下これを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- ②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- ③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機）を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④その他当金庫所定の取引をする場合。
- (3)ICカードは、当金庫所定のICカードに対応する預金機（以下「預金機」といいます。）、当金庫所定のICカードに対応する支払機（以下「支払機」といいます。）、当金庫所定のICカードに対応する振込機（以下「振込機」といいます。）で取引をする場合にのみIC機能が利用できます。
- (4)新規発行、再発行、更新などでICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第2条（預金機による預金の預入れ）

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に IC カード（または IC カードと通帳）を挿入して、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条（支払機による預金の払戻し）

- (1)支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に IC カードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3)前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による 1 日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4)当金庫および支払提携先の支払機による 1 日あたりの払戻回数について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5)支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額および同条第3項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条（振込機による振込）

- (1)振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機に IC カードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)前項の振込依頼をする場合における 1 回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの振

込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

- (3)前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4)第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

第5条（自動機利用手数料等）

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2)支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3)自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻し請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4)振込手数料は、振込資金の預金口座から払戻し時に、通帳および払戻し請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

第6条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- (1)代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出ください。この場合、当金庫は代理人のためのICカードを発行します。
- (2)代理人ICカードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3)代理人のICカードの利用についても、本規定を適用します。

第7条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口で IC カードにより預金に預入れをすることができます。
- (2)停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口で IC カードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3)第6条第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、IC カードを提出し、当金庫所定の入金票に IC カードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書に IC カードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4)停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第8条（IC カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

IC カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口で IC カードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れ、または払戻した金額と自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額を個別に通帳に記入します。

第9条（IC カード・暗証番号の管理等）

- (1)当金庫は、支払機又は振込機の操作の際に使用された IC カードが、当金庫が本人に交付した IC カードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様に IC カードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2)IC カードは、他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。IC カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に

使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに IC カードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3)IC カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第 10 条（偽造 IC カード等による払戻し等）

(1)当金庫が個人のお客様に発行した IC カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、IC カードおよび暗証番号の管理状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

(2)当金庫が法人のお客様に発行した IC カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうへは、当金庫および支払提携先は責任を負えません。ただし、この払戻しが IC カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の責任については、このかぎりではありません。

第 11 条（盗難 IC カードによる払戻し等）

(1)当金庫が個人のお客様に発行した IC カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①IC カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金

庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難 IC カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項についての偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して IC カードが盗難にあった場合

(5)当金庫が法人のお客様に発行した IC カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第10条に定める規定に基づき入力された暗証番号との一致を確認して取り扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。

第12条 (IC カードの紛失、届出事項の変更等)

IC カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

第 13 条（IC カードの再発行等）

- (1) IC カードを失った場合の IC カードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) IC カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第 14 条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) IC カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

第 15 条（IC カードの利用停止等）

- (1) 当金庫は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認資料や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、カードの利用を一部制限または停止することがあります。
- (2) 1 年以上カードの利用がない場合、入金、払戻し等の本規定にもとづくカードの利用を一部制限または停止することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住しているお客様は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづくカードの利用を一部制限または停止することがあります。
- (4) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カードの利用を一部制限または停止する場合があります。

- (5)第1項から第4項に定めるカードの利用制限等についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫はカードの一部制限または利用停止を解除します。
- (6)第1項から第4項のほか、次の場合には、ICカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ①第17条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れ、または払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第16条（解約）

- (1)預金口座を解約する場合、またはICカードの利用を取りやめる場合には、そのICカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2)ICカードの改ざん、不正使用など当金庫がICカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりする場合があります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにICカードを当店に返却してください。
- (3)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はICカードのご利用の全部または一部を停止し、または預金者に通知するなどにより、このICカードの利用を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ③この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第15条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合
- ⑤第15条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑥前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない場合

第17条（譲渡、質入れ等の禁止）

ICカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第18条（規定の適用）

この規定の定めのない事項については、当金庫普通預金規定、定期性総合口座取引規定および振込規定により取扱います。

第19条（規定の改定）

- (1)当金庫は本規定を変更することができるものとします。
- (2)本規定の変更については、当金庫から変更内容を通知した後または新規定を送付した後、利用者がICカードを利用したときは、当金庫は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

以上

（令和元2年1月6日 改定）